

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成25年2月21日						
【会社名】	株式会社ジェイ・エム・エス (称号 株式会社 JMS)						
【英訳名】	JMS CO., LTD.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥 窪 宏 章						
【本店の所在の場所】	広島市中区加古町12番17号						
【電話番号】	082(243)5844(代表)						
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 遠 藤 正 樹						
【最寄りの連絡場所】	広島市中区加古町12番17号						
【電話番号】	082(243)5844(代表)						
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 遠 藤 正 樹						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table> <tr> <td>その他の者に対する割当</td> <td>192,485,000円</td> </tr> <tr> <td>一般募集</td> <td>1,434,400,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>226,050,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年2月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年2月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年2月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	その他の者に対する割当	192,485,000円	一般募集	1,434,400,000円	オーバーアロットメントによる売出し	226,050,000円
その他の者に対する割当	192,485,000円						
一般募集	1,434,400,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	226,050,000円						

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社ジェイ・エム・エス 東京支店
(東京都品川区南大井一丁目13番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,962,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成25年2月21日(木)開催の取締役会決議によります。

- 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)4,400,000株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)562,000株の合計であります。
- 一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、660,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成25年2月21日(木)開催の取締役会において、一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式660,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本第三者割当増資について」をご参照ください。
- 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成25年3月4日(月)から平成25年3月7日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	562,000株	192,485,000	96,242,500
一般募集	4,400,000株	1,434,400,000	717,200,000
計(総発行株式)	4,962,000株	1,626,885,000	813,442,500

- (注) 1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照ください。
- 2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年2月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	1,000株	自 平成25年3月8日(金) 至 平成25年3月11日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年3月14日(木) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成25年3月4日(月)から平成25年3月7日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.jms.cc/ir/news.html>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年3月1日(金)から平成25年3月7日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年3月4日(月)から平成25年3月7日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年3月4日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年3月5日(火) 至 平成25年3月6日(水)」、払込期日は「平成25年3月11日(月)」

発行価格等決定日が平成25年3月5日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年3月6日(水) 至 平成25年3月7日(木)」、払込期日は「平成25年3月12日(火)」

発行価格等決定日が平成25年3月6日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年3月7日(木) 至 平成25年3月8日(金)」、払込期日は「平成25年3月13日(水)」

発行価格等決定日が平成25年3月7日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年3月4日(月)の場合、受渡期日は「平成25年3月12日(火)」

発行価格等決定日が平成25年3月5日(火)の場合、受渡期日は「平成25年3月13日(水)」

発行価格等決定日が平成25年3月6日(水)の場合、受渡期日は「平成25年3月14日(木)」

発行価格等決定日が平成25年3月7日(木)の場合、受渡期日は「平成25年3月15日(金)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3)【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社広島銀行 本店営業部	広島市中区紙屋町一丁目3番8号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5)【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	1,000株	自平成25年3月8日(金) 至平成25年3月11日(月) (注)1	該当事項はありません。	平成25年3月14日(木) (注)1

(注)1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一とします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

- 2 全株式を株式会社カネカに割当て、一般募集は行いません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6)【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社ジェイ・エム・エス 広島本社	広島市中区加古町12番17号

(7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社広島銀行 本店営業部	広島市中区紙屋町一丁目3番8号

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,400,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同じ額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		4,400,000株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,626,885,000	16,932,000	1,609,953,000

- (注) 1 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成25年2月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,609,953,000円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限213,844,000円と合わせて、手取概算額合計上限1,823,797,000円について、当社出雲工場の設備投資資金に平成26年3月末までに712,797,000円、当社千代田工場の設備投資資金に817,000,000円(平成26年3月末までに272,000,000円、平成27年3月末までに545,000,000円)、インドネシアの当社連結子会社であるPT.ジェイ・エム・エス・バタムの設備投資を目的とする投融資資金に平成26年3月末までに244,000,000円を充当し、残額については、短期借入金の返済の一部に平成25年3月末までに充当する予定であります。

当社は、世界市場をターゲットとした“最適地生産”を掲げておりますが、今回の資金調達を通じて、日本国内における電子線滅菌設備の導入に加え、東南アジアにおける生産能力の増強のための設備投資資金を確保し、自己資本を拡充することで将来の事業展開並びに成長機会に適時かつ機動的に対応できる財務基盤の確立及び投資余力の拡大を追求してまいります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	660,000株	226,050,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.jms.cc/ir/news.html>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年2月8日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自平成25年 3月8日(金) 至平成25年 3月11日(月) (注)1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

- 4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(一般募集)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、660,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、S M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年3月21日（木）を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成25年3月21日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年3月4日（月）の場合、「平成25年3月7日（木）から平成25年3月21日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年3月5日（火）の場合、「平成25年3月8日（金）から平成25年3月21日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年3月6日（水）の場合、「平成25年3月9日（土）から平成25年3月21日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年3月7日（木）の場合、「平成25年3月12日（火）から平成25年3月21日（木）までの間」

となります。

2 本第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成25年2月21日（木）開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式660,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」において決定される一般募集における発行価額（払込金額）と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成25年3月26日（火）とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社カネカは、S M B C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。なお、株式会社カネカの当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

また、当社は主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（その他の者に対する割当、本第三者割当増資に係る新株式発行及び株式分割等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

4 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成25年2月21日（木）開催の取締役会において株式会社カネカを割当先とする当社普通株式562,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、株式会社カネカとの業務・資本提携に基づき、協働関係を維持するため、第三者割当増資を行うものであります。当該第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、株式会社カネカを割当先とする第三者割当増資も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社カネカ		
	本店の所在地	大阪市北区中之島二丁目3番18号		
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第88期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)	平成24年6月28日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第89期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)	平成24年8月10日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第89期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)	平成24年11月13日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第89期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)		平成25年2月13日 関東財務局長に提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数(平成24年9月30日現在)	4,385,000株	
		割当予定先が保有している提出者の株式の数(平成24年9月30日現在)		
	人事関係	当社社外取締役として1名が株式会社カネカの特命顧問を兼務しております。		
	資金関係	ありません。		
	技術又は取引等の関係	当社は株式会社カネカとの間で相互に製品供給を行っており、平成19年3月8日に業務・資本提携契約を締結しております。		
c. 割当予定先の選定理由	<p>総合医療機器メーカーである当社と、専門性の高い医療機器事業を持ち、機能性樹脂、ライフサイエンス、エレクトロニクス等多様化を進める株式会社カネカ(以下「割当予定先」という。)は、双方の強みを発揮することにより、両者双方においてさらなる成長・発展を実現するとともに、あらたな相乗効果により独創的な医療機器を創出するという事業戦略の方向性で一致し、平成19年3月8日付で業務・資本提携契約を締結しております。</p> <p>割当予定先は、当社の筆頭株主及び主要株主であり、当社の発行済株式総数の10.00%を所有しておりますが、引き続き割当予定先との協働関係を維持するために第三者割当増資の割当予定先といたしました。</p>			
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 562,000株			

e . 株券等の保有方針	<p>当社は割当予定先である株式会社カネカとの間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。</p> <p>なお、株式会社カネカは、主幹事会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が提出した第89期第3四半期報告書により、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>割当予定先は株式会社東京証券取引所に上場しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針として公表していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。</p>

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定する予定です。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成25年2月21日(木)開催の取締役会において、監査役3名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当により発行される株式数は562,000株(議決権の数562個)であり、平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数43,844,932株に対する割合は1.3%(平成24年9月30日現在の総議決権数42,809個に対する割合は1.3%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本第三者割当増資により発行される合計株式数は最大5,622,000株(議決権の数最大5,622個)であり、平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数43,844,932株に対する割合は最大12.8%(平成24年9月30日現在の総議決権数42,809個に対する割合は最大13.1%)に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社の設備投資資金及び当社連結子会社の設備投資を目的とする投融資資金へ主に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金用途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途(2)手取金の用途」をご参照ください。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社カネカ	大阪市北区中之島二丁目3番18号	4,385	10.24	4,947	10.21
財団法人土谷記念医学振興基金	広島市中区上幟町8番18号	3,800	8.88	3,800	7.85
土谷佐枝子	広島市中区	2,015	4.71	2,015	4.16
社会福祉法人千寿会	山口県柳井市遠崎412番地の4	2,000	4.67	2,000	4.13
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	1,790	4.18	1,790	3.70
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,722	4.02	1,722	3.56
大下産業株式会社	広島市安佐南区祇園一丁目12番13号	1,102	2.57	1,102	2.28
JMS共栄会	広島市中区加古町12番17号	841	1.96	841	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	826	1.93	826	1.71
西川ゴム工業株式会社	広島市西区三篠町二丁目2番8号	760	1.78	760	1.57
計		19,243	44.95	19,805	40.89

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成24年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及び株式会社カネカに対する第三者割当増資による増加分を加味し、S M B C日興証券株式会社に対する第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.jms.cc/ir/news.html>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間)において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り(注1)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注1)に係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注)1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

・表紙の次に、以下の「1. 会社概要」から「5. ジェイ・エム・エスの取り組み」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1. 会社概要

■当社の概要(2012年3月31日現在)

会社名	株式会社ジェイ・エム・エス
設立	1965年(昭和40年)6月12日
資本金	65億円
代表者	代表取締役社長 奥窪 宏章
上場取引所	東京証券取引所市場第一部「精密機器」
連結売上高	468億円
事業内容	医療機器、医薬品の製造・販売及び輸出並びに輸入
従業員数	1,555名(グループ総数4,839名)
本社所在地	広島市中区加古町12番17号

■設立経緯 ～創業者の想い～

昭和27年(1952年)、後に当社の創業者となる土谷太郎は、その父、土谷剛治らとともに株式会社広島血液銀行を設立しました。

医師でもあった土谷太郎は、当時起こっていた輸血による発熱などの副作用を防止する研究を進めるうち、日本では依然ガラス製やゴム製の医療機器を消毒して繰り返し使用していたのに対し、アメリカでは既にプラスチック製品による医療機器のディスポーザブル化[※]が進んでいることに注目。

“もっと良い医療を提供したいと願っている臨床医、あるいは、生命を私どもに委ねて下さる患者様のために”、昭和40年(1965年)6月12日、ディスポーザブル医療機器を製造販売する「株式会社ジェイ・エム・エス」(設立時社名：株式会社日本メディカル・サプライ)を設立しました。

この創業者の想いは、「人と医療のあいだに…」という当社の創業の精神として、今も全ての社員の心に受け継がれています。

※ディスポーザブル：一般的に医療の分野では「既に滅菌されており、そのまま直ちに使用でき、かつ1回限りの使用で使いきるもの」という意味。

■企業理念『患者様第一主義』

私たちは、常に『患者様第一主義』の視点に立ち、安全で効率的な医療に貢献することを企業理念としています。「人と医療のあいだに…」という創業精神のもと、患者様と医療従事者の皆様のあいだで『患者様第一主義』を実践することが私たちの使命と捉え、2つの大きなミッションに取り組んでいます。



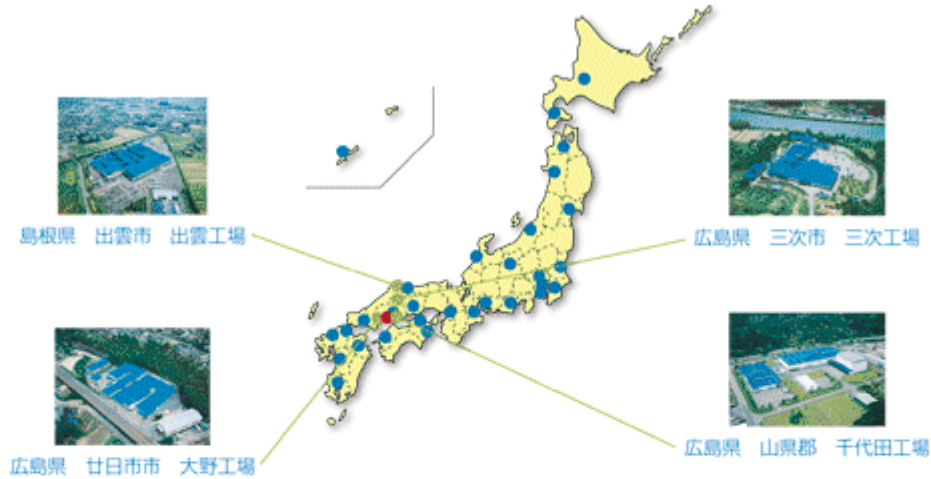
※QOL (Quality of life : 生活の質)

2. ネットワーク

■国内ネットワーク

国内に営業拠点30ヶ所及び生産拠点4ヶ所を構え、タイムリーに医療の現場へ製品をお届けしています。

● 本社 ● 営業所、出張所 ● 生産工場



■海外ネットワーク

海外に4つの生産拠点及び2つの販売拠点をもち、世界の約80の国と地域へ品質の高い製品を提供しています。

● 生産拠点 ● 販売拠点



3. 事業の内容

■事業分野と製品

注射針や輸液セット(点滴セット)、マスクや医療用手袋など、医療機関での治療や診察で日常的に使用される医療機器をはじめ、人工透析を安全かつ効率的に行うための機械装置、心臓手術の際に患者様の心臓や肺の機能を代行する人工心肺システムなど、医療の現場で必要とされる幅広い製品の開発・製造・販売を行っています。

輸液輸血分野：

医療事故・院内感染を防止する
ディスポーザブル製品を提供

- 輸液・輸血セット
- 注射針・注射筒
- 経腸栄養関連製品
- 血液バッグ
- 輸液ポンプ など



医療用一般用品分野：

日々使用される手袋やマスクなどのほか、キット化製品も提供

- 医療用手袋
- 不織布製品
- マスク
- 消毒キット など



血液透析・腹膜透析分野：

血液透析と腹膜透析の両製品群を
ラインナップ

- 血液透析装置
- 人工腎臓
- 人工腎臓用血液回路
- AVF針(血液透析用針)
- プレフィルドシリンジ製剤
- 腹膜透析液 など



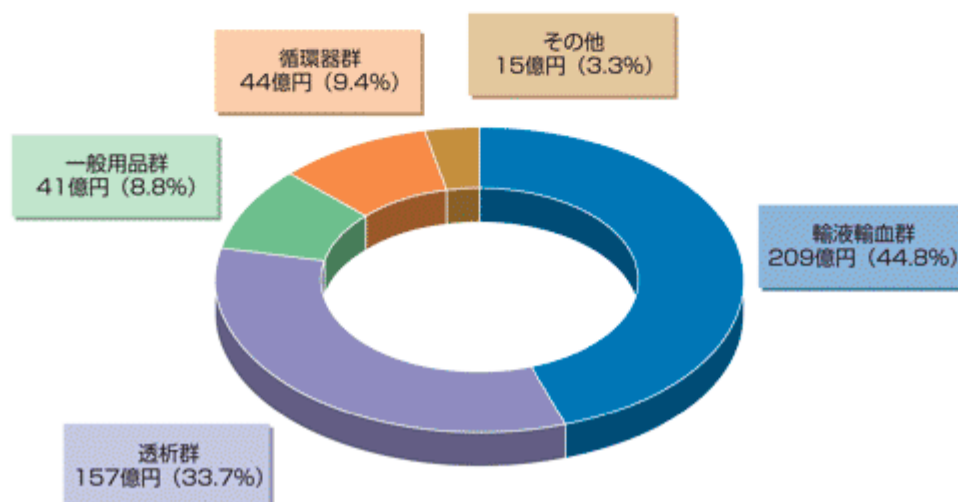
循環器分野：

心臓外科、循環器内科で使用される
信頼性の高い製品を提供

- 人工心肺装置
- 膜型人工肺
- 人工心肺回路
- ペースメーカー
- マイクロカテーテル など

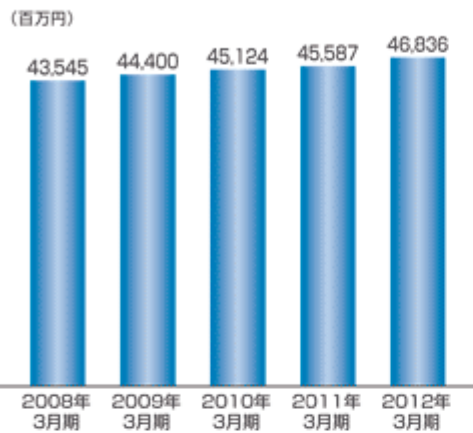


■製品群別連結売上構成(2012年3月期)

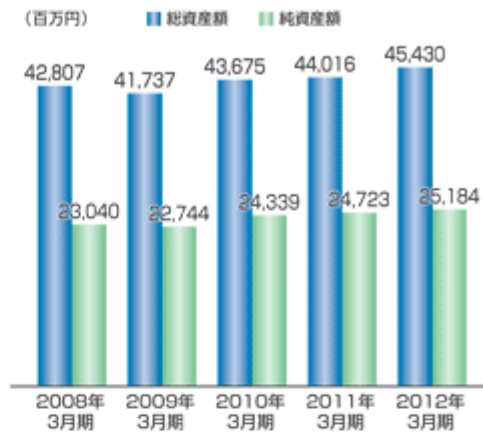


4. 連結業績等の推移

■売上高



■総資産額・純資産額



■経常利益



■自己資本比率



■当期純利益



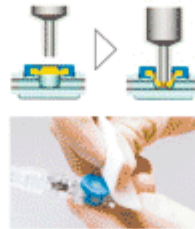
■自己資本利益率 (ROE)



5. ジェイ・エム・エスの取り組み

「感染・医療事故防止」「医療の効率化とQOL向上」に貢献する製品の開発

■プラネクタ輸液システム

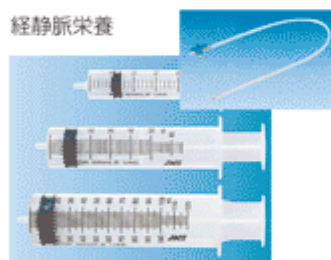


針なし注射器を使用

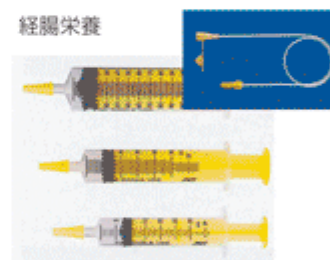
フラットで消毒しやすい
シンプルな構造

注射針を使用しないで薬剤投与が可能のため医療従事者の針刺し事故を防止します。また、薬液滞留部を最小化することで、汚染要因の減少と感染リスクを大幅に低減しています。院内感染のリスクを低減するトータルシステムとして国公立の基幹施設を含め高い評価を獲得しています。

■経腸栄養システム



経静脈栄養



経腸栄養

経腸栄養製品の接続口の口径(サイズ)を変更、また全体の色調を「黄色」に統一し、「形」と「色」で経静脈栄養製品との接続間違いを予防します。「デファクト・スタンダード(業界標準)」として経腸栄養システム市場で高いシェアを獲得しています。

■血液透析システム



透析前後の準備や機器操作の大部分を自動化することでヒューマンエラーを減らすことができます。チューブなどの差替えがなく、接続不良による空気混入事故などを防止します。



処置に必要な製品をあらかじめキット化(ワンパック化)することで、すぐに透析を開始することができ、施設内での滅菌の手間を低減します。

自動化による更なる「安全性の向上」と省力化にともなう「医療の効率化」に貢献するとともに、医療スタッフの皆様が時間のゆとりを患者様の看護などに充てられることで、「患者様QOLの向上」につなげることができます。

海外販売の拡大

■世界市場で認められるJMS AVF針

AVF針（血液透析用針）は、世界全体で約5億本の市場が形成されています。JMS製 AVF針は針先の加工など長年培った技術により痛みが少ない針として世界で評価されています。

新興国における生活習慣の変化などにより、世界の血液透析患者数は今後更なる増加が見込まれています。当社も、より効率的な生産体制を構築するためJMS大連に最新鋭の生産設備を導入し、世界の透析機器市場への供給体制を強化しています。



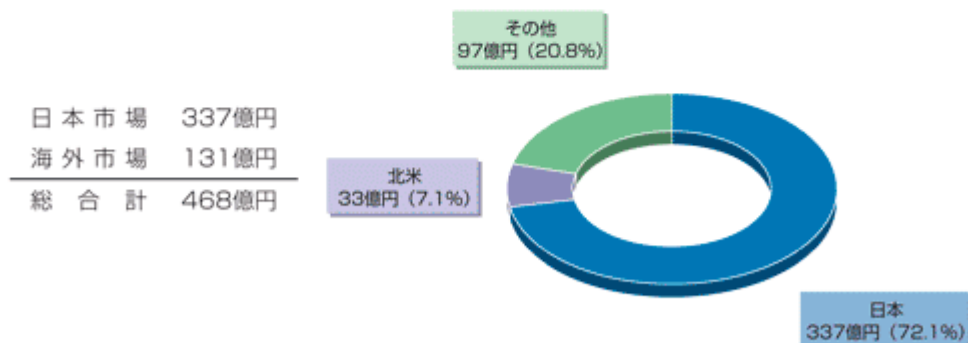
JMS製 AVF針

JMS独自の打ち抜き製造工程により、スリットタイプ（横長孔）加工を実現。従来のタイプ（丸孔）に比べ患者さんに優しく、十分な血流量も得られると高い評価を得ています。



従来タイプ スリットタイプ

■地域別連結売上構成（2012年3月期）



（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

生産の効率化

生産効率の向上と技術革新に当社グループ全体で継続的に取り組み、一層の品質向上とコスト低減を進め、これからも安全・安心な製品を世界中の患者様、医療従事者の皆様へ届けてまいります。

■JMSバタム 第2工場



AVF針及び血液透析用回路の増産に対応するための能力増強を目的としています。2012年（平成24年）7月より稼働しています。

■電子線滅菌工場棟



滅菌工程の生産性アップ及び、在庫削減による経営効率と顧客満足の向上を目的としています。2014年（平成26年）3月に稼働予定です。

次世代医療を担う再生医療分野の製品開発への取り組み

再生医療は体から採取した僅かな幹細胞を体外で培養した後に移植することで、損傷した組織を治療する新しい医療です。昨年ノーベル医学・生理学賞を受賞したiPS細胞の研究などにより、今後のさらなる発展が期待されます。JMSは自社技術を活かし、この新分野の製品開発に取り組んでいます。

■安全な血清による細胞培養を実現する血液成分分離バッグ

幹細胞の培養においては、細胞の栄養源となる血清が必要となります。現在、細胞培養の実験ではウシの胎児など動物の血液から作られた血清が多く用いられていますが、その動物が持つ未知の病原体への感染の可能性を検査などで全て把握することは困難であり、これらの血清を人に対する再生医療へ用いるにはリスクを伴います。



血液成分分離バッグ「セルエイド」

JMSが開発した血液成分分離バッグは、それぞれの患者様にとって最も安全とされる患者様本人の血液から安全な血清を作ることができる製品です。

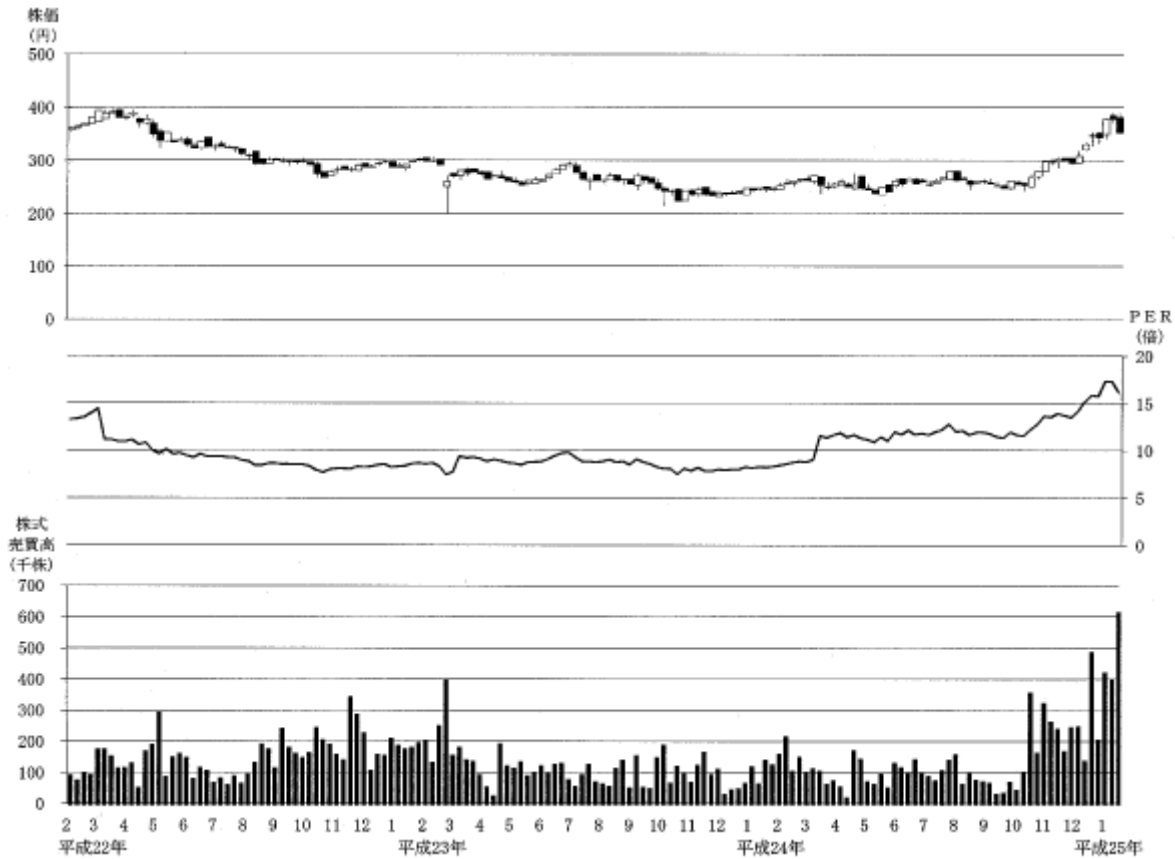
私たちJMSは、無限の可能性を持つ再生医療の実現をサポートします。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年2月22日から平成25年2月8日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位) は以下のとおりであります。



(注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成22年2月22日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年4月1日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年2月8日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年8月21日から平成25年2月8日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下の通りであります。

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有 割合(%)
株式会社カネカ	平成25年1月7日	平成25年1月8日	変更報告書	4,385,000	10.00

(注) 上記の大量保有報告書等は近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第47期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月21日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年1月31日現在）、以下のとおりとなっています。

（1）重要な設備の新設等

事業所又は会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額	既支払額		着手	完了
提出会社							
出雲工場 (島根県出雲市)	日本	生産設備 滅菌・物流 設備	1,268	332	増資資金、自己資金 及び借入金		
三次工場 (広島県三次市)	日本	生産設備	474	32	自己資金及び 借入金	平成24年 4月	平成26年 3月
千代田工場 (広島県山県郡北 広島町)	日本	生産設備 滅菌・物流 設備	1,222	351	増資資金及び 自己資金		
在外子会社							
ジェイ・エム・エ ス・シンガポール PTE.LTD. (シンガポール)	東南アジア	生産設備	272	272	自己資金	平成24年 4月	平成25年 3月
P.T. ジェイ・エ ム・エス・パタム (インドネシア)	東南アジア	生産設備	324	80	増資資金及び 自己資金	平成24年 10月	平成25年 12月

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記設備の完成後の増加能力については、対象製品が多岐にわたるため、算定が困難であり、記載しておりません。

2 臨時報告書等の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第47期事業年度）の提出日（平成24年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月21日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年6月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金4円 総額172,626,760円

ロ 効力発生日

平成24年6月27日

第2号議案 取締役1名選任の件

監査役として、林原康三を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、兼口昇万を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	26,568	83	0	(注)1	可決 77.68
第2号議案 監査役1名選任の件	26,118	533	0	(注)2	可決 76.37
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	26,538	113	0	(注)2	可決 77.60

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第47期事業年度)の提出日(平成24年6月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年2月21日)までの間において、当社は、平成24年6月27日に提出いたしました金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく、臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、平成24年12月17日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 訂正事項

(2) 決議事項の内容

(2) 訂正箇所

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

第2号議案 取締役1名選任の件
監査役として、林原康三を選任する。

(訂正後)

第2号議案 監査役1名選任の件
監査役として、林原康三を選任する。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第47期事業年度)、有価証券報告書の訂正報告書(第47期事業年度)及び四半期報告書(第48期事業年度第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年2月21日)までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、平成25年2月21日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第47期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第48期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

株式会社ジェイ・エム・エス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 前田 貴史
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイ・エム・エスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイ・エム・エスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジェイ・エム・エスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社ジェイ・エム・エス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 前田 貴史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイ・エム・エスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 崎 更 三 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイ・エム・エスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「会計方針の変更等」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。